住所　東京都港区海岸１丁目１番１－2008号
周潤澤　昭和56年４月16日生
住所　東京都江東区東砂６丁目14番３－502号
劉爽爽　昭和62年９月１日生
住所　群馬県伊勢崎市堀口町145番地５
グエン・ミン・トゥ　昭和40年10月10日生
住所　滋賀県米原市一色347番地
金成栄　昭和44年10月30日生
住所　横浜市中区大和町１丁目３番地
李梨花　昭和41年６月８日生
住所　相模原市南区相武台団地１丁目６番17－13号
邵松緒　昭和22年６月１日生
住所　川崎市多摩区三田２丁目3242番地48
孫暁氷　平成４年５月11日生
住所　川崎市多摩区西生田３丁目10番７号
万秀麗　昭和50年６月８日生
住所　川崎市幸区大宮町26番地３
アニズ・ザマン　昭和40年３月14日生
ナジア・アフメッド　昭和47年３月10日生
ファティア・ナワル　平成11年９月15日生
フダイル・ラバー　平成16年７月４日生
住所　三重県津市高茶屋６丁目７番９号
吳六國　昭和28年１月２日生
住所　三重県桑名市大字東方1246番地３
姜裕一　昭和47年２月24日生
林千恵　昭和48年10月４日生
姜利菜　平成11年１月31日生
姜美菜　平成12年９月19日生
住所　愛知県新城市富永字向夏目７番地２
崔貴由　昭和52年５月７日生
住所　東京都荒川区西日暮里２丁目47番４－401号
王璐　昭和61年４月22日生
住所　堺市南区檜尾1428番地33
李幸男　昭和48年５月21日生
李由紀　昭和50年11月９日生
李優奈　平成17年２月６日生
李優佰　平成18年９月26日生
李愛和　平成23年７月14日生
住所　堺市北区百舌鳥西之町３丁563番地
李健治　昭和54年４月５日生
住所　大阪府東大阪市御厨東２丁目５番25号
夫由紀子　昭和53年４月28日生
住所　京都市伏見区桃山町日向39番地２
孔成和　昭和34年２月５日生
金貞姫　昭和36年11月３日生
孔幸里恵　平成２年９月26日生
孔幸士　平成５年３月22日生
住所　京都市右京区北嵯峨北ノ段町15番地４
具広美　昭和40年11月15日生
李由梨　平成６年６月28日生
李沙耶　平成９年４月９日生
住所　大阪府門真市元町５番７号
李由紀　昭和48年12月19日生
住所　大阪市城東区中央１丁目５番10号
李英行　昭和51年２月14日生
住所　大阪府**具塚**市二色２丁目６番１－606号
李裕子　昭和54年６月12日生
住所　京都府長岡京市神足大蔵20番地１
金京海　昭和57年11月20日生
住所　京都市伏見区深草下川原町16番地５
金大和　昭和31年９月１日生
裔裕子　昭和37年10月12日生
金紬玲　平成３年９月27日生
住所　大阪市北区中津６丁目７番５－501号
金仁　昭和61年12月24日生
住所　京都市南区吉祥院大河原町17番地１
韓百合子　昭和19年10月12日生
孫伯鎬　昭和47年６月16日生
住所　京都府京丹後市久美浜町金谷394番地
申幸子　昭和36年９月23日生
住所　兵庫県篠山市波賀野822番地
翁茂清　昭和54年３月19日生
住所　埼玉県上尾市愛宕２丁目23番12号
朱月菊　昭和43年７月28日生
住所　沖縄県国頭郡本部町字崎本部5038番地
ハルミ・キクチ　昭和23年２月22日生

○外務省告示第二百三十三号

平成二十六年十二月十日に香港で、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定に関する次の書簡の交換が中華人民共和国香港特別行政区政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十七年七月六日に効力を生じた。

平成二十七年七月七日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、二千十年十一月九日に香港で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定（以下「協定」という。）及び二千十年十一月九日に香港で署名された協定の不可分の一部を成す議定書（以下「議定書」という。）に言及するとともに、両政府間で到達した次の了解を日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

協定第二十五条1及び議定書7の規定に関し、次の租税に関する情報は、同条の規定に従って交換されることが了解されます。

(a)　協定第二条の規定により協定の対象となる租税

(b)　次の日本国の租税

(i)　相続税

(ii)　贈与税

(iii)　消費税

(iv)　(i)から(iii)までに掲げる現行の租税に加えて又はこれに代わってこの書簡の署名の日の後に課される租税であって、(i)から(iii)までに掲げる現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの

本官は、更に、この書簡及び前記の了解を中華人民共和国香港特別行政区政府に代わって確認される貴官の返簡が議定書7の規定に基づく両政府間の合意を構成するものとすることを提案する光栄を有します。

本官は、更に、各政府は、他方の政府に対し、この合意の効力発生のために必要とされる内部手続が完了したことを確認する通告を行うとともに、この合意は、遅い方の通告が受領された日に効力を生じ、次のものについて適用するものとすることを提案する光栄を有します。

(a)　香港特別行政区については、香港特別行政区の租税に関しては、この合意が効力を生ずる日以後に開始する各賦課年度分のもの

(b)　日本国については、

(i)　源泉徴収される租税に関しては、この合意が効力を生ずる日以後に租税を課される額

(ii)　源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この合意が効力を生ずる日以後に開始する各課税年度の所得

(iii)　その他の租税に関しては、この合意が効力を生ずる日以後に開始する各課税年度の租税

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十四年十二月十日に香港で

香港駐在

日本国総領事　野田仁

中華人民共和国香港特別行政区

金融国庫局長官　K・C・チャン殿

（香港側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、中華人民共和国香港特別行政区政府が前記の了解を受諾し得るものであることから、貴官の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとすることを確認する光栄を有します。

本官は、更に、この合意が、貴官の提案のとおり、効力を生じ、適用するものとすることを確認する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十四年十二月十日に香港で

中華人民共和国香港特別行政区

金融国庫局長官　K・C・チャン

香港駐在

日本国総領事　野田仁殿

○外務省告示第二百三十四号

平成二十七年六月十九日に東京で、円借款の供与に関する次の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十七年七月七日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、スリランカ民主社会主義共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とスリランカ民主社会主義共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。